令和５年　第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和５年１２月２６日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　蔭　山　順　子
　　副議長　　生　田　進　三

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　近　藤　昭　文	２番議員　間　森　和　生
３番議員　小　松　　茂	４番議員　福　本　　巧
５番議員　生　田　進　三	６番議員　谷　口　博　文
７番議員　木　場　　徹	８番議員　大　江　幸　司
９番議員　蔭　山　順　子	１０番議員　廣　内　孝　次

会議に欠席した議員（０名）

管理者	洲本市長	上崎勝規
副管理者	南あわじ市長	守本憲弘
会計管理者	洲本市会計管理者	郡　智代
事務局長	洲本市市民生活部長	中田博文
事務局次長	南あわじ市環境課長	堀　祥夫
施設長		山田孝文

事　務　局　長　　皆さんおはようございます。定刻前ですけれどもみなさんお揃いでございますので、只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。尚、吉田議員より辞表が提出されており、議長が空席となっておりますので、議長が選任されるまでの間、議事進行につきましては地方自治法第１０６条第１項の規定により副議長にお願いしたいと存じます。それでは生田進三副議長よろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日招集されました令和５年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会にあたり、先程事務局長より説明がありましたとおり、議長空席に伴い私が職務を行うこととなりました。もとより議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　はい、議長。

議　　長　　はい。

管　　理　　者　　開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和５年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙にも関わりませず、ご参集いただき心から感謝申し上げます。さて、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げましたように、条例案件が１件と令和４年度一般会計歳入歳出決算、監査委員の選任でございます。

何卒、慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

副　　議　　長　　ありがとうございました。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。近藤昭文議員、間森和生議員、小松茂議員、福本巧議員、続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。谷口博文議員、木場徹議員、大江幸司議員、蔭山順子議員、廣内孝次議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管

理者　洲本市長　上崎勝規さん、副管理者　南あわじ市長　守本憲弘さん、会計管理者　洲本市会計管理者　郡智代さん、事務局長　洲本市市民生活部長兼生活環境課長　中田博文さん、事務局次長　南あわじ市環境課長　堀祥夫さん、施設長　山田孝文さん、事務局職員　古川剛康さん、事務局職員　森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和５年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長　　はい、報告致します。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

副議長　　只今事務局からの報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長　　はい。それでは朗読いたします。

令和５年　第２回　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　令和５年１２月２６日

日程第１　仮議席の指定について

日程第２　選挙第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について

日程第３　議席の指定について

日程第４　会議録署名議員の指名

日程第５　会期の決定

日程第６　議案第９号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第７　認定第１号　令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第８　議案第１０号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

６番議員　　はい、議長。

副　　議　　長　　はい。

６　番　議　員　　広域ごみ処理施設のことについて質疑したいので、その他設けていただけますか。

副　　議　　長　　あの後で。

６　番　議　員　　いや後で言うて、今ほやさかい日程調整したいんでね、その他項目を設けていただいてね、若干質問させていただきたいことがあるんで。議案書については結構なんで。お願いします。

副　　議　　長　　よろしいですか。それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

次に、日程第２選挙第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙を行います。暫時休憩といたします。南あわじ市議員の皆さんにおかれましては、議員協議会を別室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（１０：０７～１０：０９　暫時休憩）

副　　議　　長　　会議を再開いたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　　議　　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　　議　　長　　ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に、蔭山順子議員を指名いたします。お諮りいたします。只今副議長に

おいて指名いたしました蔭山順子議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました蔭山順子議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。只今当選されました蔭山順子議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは議長のご挨拶を伺うことにいたします。

議　　長　　はい、失礼いたします。ここに皆様方のご推選を受けました上は、一身を挺してそのご厚意に報いる所存でございますとともに、その任務の重大さを痛感するものでございます。皆様方のご支援をいただきまして、職務を全うしたいと念願しております。どうか今後ともご指導ご鞭撻のほど、ひとえにお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

副　議　長　　ありがとうございました。以上で副議長として議会冒頭における職務を無事遂行することができました。ひとえに議員各位のご協力の賜物でございます。厚くお礼申し上げます。それでは、新議長と交代をいたします。議長よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　これより議長席に着かせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは只今から議題に入りたいと思います。以上、これ以後着座にて進行させていただきます。では、只今から議事に入りたいと思います。日程第３議席の指定について。議席は組合議会会議規則第３条の規定により議長において指定いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認め、さように指定いたします。
次に日程第４会議録署名議員の指名をいたします。５番生田進三議員、１０番廣内孝次議員、この両名を指名いたします。
　続いて日程第５会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。

それでは審議に入ります。日程第６議案第９号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。議案第９号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして事務局の方から説明をいたします。

議　　長　　はい、事務局。

事務局長　　それでは議案第９号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は令和５年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本事務組合職員の給与の見直しを行うため、所要の改正を行いたく提案するものでございます。この内容は民間給与との均衡を図るため給与月額を平均１．１パーセント引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を０．０５月分、再任用職員については０．０２５月分ずつ引き上げるもので、附則におきまして施行期日などを定めるものでございます。以上で議案第９号の説明を終わります。何卒ご審議賜りまして、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議　　長　　はい、説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。

６番議員　　はい、議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

６番議員　　ちょっと２条の１００分の１２５を１００分の１２２．５。これ引き上げすると私は思っとるねんけど、この意味教えていただけますか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　はい。２条につきましては、施行は令和６年４月１日からとなっておりまして、年間支給月数は先程申し上げたとおり、０．０５月分なんですけれども、令和６年４月１日以降は６月と１２月の２回に分けて、半分ずつ引き上げるように改定するがために、当初１２月分を０．０５上げたんだけれども、その半分、１回分については、０．０２５月分となりますんでその分を少なくするという改定になっております。以上です。

６　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　人事院勧告引き上げ言いよんのに、これ見よったら引き下げよるに数字的によ。でもないんやろ。ちょっとおい守本市長。分かりやすく説明してくれたらほんでええわ。

副　管　理　者　　まず、第１条を見ていただけますか。これは人事院勧告が１００分の１２０を１００分の１２５に引き上げろということなので、０．０５引き上げたわけなんですけども、今年度については、６月は支給しておりますので１２月で一気にこの０．０５を引き上げます。来年度は同じ金額を６月と１２月に分けないといけないので、０．０５を半分ずつにせんとあかんということで、形式的に２条だけ見ると１２５が１２２．５が減ってるように見えますが、実質は１２０が１２２．５になるということでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

６　番　議　員　　下げんのやったらいかん思って。もう結構です。よくわかりました。

議　　長　　よろしいですか。はい、他。はい。

２　番　議　員　　給料表の件ですけども。洲本市は、この前１２月議会で４級以上は給与削減が条例改正で入ってたんですが、このやまなみ議会の職員はそのあたりはどういうふうに反映されているのかなと。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　はい。洲本市・南あわじ市衛生事務組合につきましても、給与待遇については、洲本市の職員労働組合の交渉のもと同一の条件となっておりまして、令和５年度につきましては４級以上の給与を１．２パーセントカットするということで、１２月までという形になって同様でございます。

議　　長　　はい、間森議員。

２　番　議　員　　とすると、対象者の人数は何人ぐらい該当するんでしょう。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　対象者４級以上ですが、１名となっております。

議　　長　　はい、間森議員。

２　番　議　員　　事業所が南あわじ市にあるんでね、本来から言えば給料表は南あわじ市の給料表に準拠すればいいのかなと思ったりするんですけど、そのあたりについての検討とかはされていないのか。今おっしゃったように洲本市の給料を準拠していく。そのへんはどうなんでしょう。

議　　長　　はい、事務局

事　務　局　長　　はい。洲本市・南あわじ市衛生事務組合の設立当時はですね、旧洲本市と緑町という区域の中で当初から、大半が洲本市のごみをという状況のなかで、職員の待遇については洲本市職員労働組合との交渉でという形で今までやってきております。今後につきましては、またそのへんは検討してまいりたいと考えます。以上です。

議　　長　　他に質疑はございませんか。木場議員。

７　番　議　員　　今回のこの条例改正案は、正規職員の部分やと思うんですけど会計年度任用職員もこれ入っとるんですか。この中に。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　はい、議長。会計年度任用職員につきましては、実はこれにつきましても、労働条件については洲本市職員労働組合との交渉のもと話し合いがなされまして、結論といたしましては今回の引き上げの対象とはなっておりません。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、木場議員。

７　番　議　員　　入らないというなんか理由はあるんですか。会計年度任用職員が裕福で正規職員は給与が低いというようなことにとらえられかねないですけども現実はどうなんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　先程申し上げたとおり、その対応について洲本市職員労働組合の方から同様に会計年度任用職員についても人事院勧告基づく引き上げを求めるような要望がございました。交渉の中では、会計年度任用職員は１会計年度での契約の中で、上がった状態で上げれば、下がった状態になれば下げらなあかんというふうな状況の話し合いのもと、最終的に上げないという結論で合意に達したところでございます。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　木場議員。

７　番　議　員　　そうしたら職員組合、労働組合がこれを納得して合意しとるということで不満はない訳ですね。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　一応そういう団体交渉が１１月中旬に行われまして、最終的合意ということでございます。

７　番　議　員　　議長。

議　　長　　木場議員。

７　番　議　員　　１００分の１２０とか１００分の１２５に改めるということになっとるんですけども、先程言いよったようにこれはあくまで正規職員のもので、それ以外のものには該当しない。そのままであるということで確認したいんですがこれでよろしいですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　あくまでも今年度途中での引き上げを行わないということでございまして、来年度任用にあたっては当然それを加味した上での、期末手当さらには勤勉手当についても支給すべく進めていきたいと考えております。

７　番　議　員　　はい、終わります。

議　　長　　はい。他に質疑はございませんか。他に質疑がなければ、これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第９号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数であります。よって議案第９号は原案のとおり可決されました。続きまして、日程第７認定第１号令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　　理　　者　　はい、議長。認定第１号令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして事務局の方から説明させます。よろしくお願いします。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　はい。認定第１号令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計

歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

まず決算の規模でございますが、歳入総額４億３千６２４万１千４９０円、歳出総額４億２千１１９万６千６５１円、実質収支額は１千５０４万４千８３９円でございます。内容につきましては、令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきご説明申しあげます。まず、１ページをお開き下さい。歳入総額でございますが、予算額４億３千１６０万９千円に対しまして、調定額４億３千６２４万１千４９０円で収入済額も同額となっております。３ページをお開き下さい。歳出総額でございますが、予算額４億３千１６０万９千円に対しまして、支出済額４億２千１１９万６千６５１円で、不用額は１千４１万２千３４９円となっております。

議　　長　　はい。着座にてご説明して頂いて結構です。すいません。遅れました。

事務局次長　　失礼します。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。５ページをお開き下さい。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１千４７８万７千円でございますが、組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。次に、２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億４千６１６万９千９２０円は、当施設に直接持ち込まれたごみの焼却手数料収入で、令和４年度の焼却量は１万１千２４３．８４トンとなっています。次に、３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金１千３４７円は施設運営整備基金の利子となっております。次に、５款繰越金１項繰越金１目繰越金９５１万４４３円は前年度繰越金でございます。７ページをお開き下さい。６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入３３９万５千４０円につきましては粗大ごみ処理場から受託しています可燃性残渣の焼却に係る受託事業収入で、令和４年度の処理量は５６５．８４トンとなっております。次に同じく６款２項組合預金利子１目組合預金利子８７５円については、運用資金利子でございます。次に同じく６款３項雑入１目雑入２３７万６千８６５円となっております。次に、７款組合債１項組合債１目組合債６千万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。９ページをお開き下さい。１款議会費１項議会費１目議会費３６万９千９９２円の内訳としましては、

１節報酬３４万９千５２８円、１０節需用費１万４千４６４円、１１節役務費６千円となっております。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費４千２３９万４２８円の内訳といたしましては、１節報酬３９０万３千５９２円、２節給料９９５万５千２９６円、３節職員手当等６６２万２千５８３円、４節共済費４０３万３千６５３円、以上合計２千４５１万５千１２４円につきましては、管理者等の報酬と正規職員３名及び会計年度任用職員２名の人件費となっております。８節旅費１８万８千４４０円、１０節需用費２３万２１１円、１１節役務費６３万４千７１２円でございます。１１ページをお開き下さい。１２節委託料３０万１千４００円、１３節使用料及び賃借料３１万６千８００円、１７節備品購入費１８万７千１１０円、１８節負担金補助及び交付金５６４万９３１円につきましては、退職手当組合普通負担金などとなっております。２４節積立金９５０万円につきましては、施設運営整備基金積立金でございます。２６節公課費８７万５千７００円となっております。次に同じく２款１項２目清掃施設費３億６千４６１万１０１円の内訳といたしましては、１節報酬１千６５７万８千９２９円、２節給料１千５７５万８千１００円、３節職員手当等１千６２２万９千７９２円、４節共済費９０４万９千４０円、以上合計５千７６１万５千８６１円につきましては、正規職員５名、会計年度任用職員８名の人件費となっております。８節旅費７４万８千４２０円、１０節需用費１億１千４１８万２千９００円。これにつきましては、維持管理の為の消耗品費、光熱水費、薬品費、施設の修繕費等となっております。１３ページをお開き下さい。１１節役務費２７万８千９７８円、１２節委託料５千５６万５千７６４円につきましては、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料などとなっております。１３節使用料及び賃借料７９万２千円につきましては、排ガス濃度分析計及び残灰運搬用トラックリース料でございます。１４節工事請負費１億１千２４５万３千円につきましては、施設整備工事、各機器の整備工事などに係る費用となっております。１５節原材料費３８万６千９９１円、１８節負担金補助及び交付金２千７５２万６千９８７円。これにつきましては、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員３名の人件費の負担金でございます。２６節公課費５万９千２００円となっております。１５ページをお開き下さい。次に同じく、２款２項監査委員費１目監査委員費１万円につきましては、１節報酬１万円となっております。次に、３款公債費１項公債費１目元金１千２９７万９２４円、同じく３款１項２目利子の方につきましては、８４万５千２０６円でございます。

なお、１７ページには実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしております。以上で認定第１号令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についてのご説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　はい、只今説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。間森議員。

２　番　議　員　　あの一点だけちょっと細かいとこ気になったんですけど。１０ページの上から４段目の議長、副議長に報酬のとこなんですけども、議長より副議長の方が報酬高くなっているんですけど、このへんなんか理由はわかりますか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　実際問題は議長の方が報酬高いんですけれども、この空白期間。辞表出まして選ばれるまでの空白期間ございまして、その部分の減額分で日割り計算で決算上は安くなっております。

議　　長　　はい。

２　番　議　員　　毎回空白期間が生じるから、こういう歳出になるんかな。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　空白が生じた場合はそういうかたちになっております。

２　番　議　員　　わかりました。

議　　長　　他に質疑はございませんか。質疑ございませんでしょうか。

７　番　議　員　　ちょっと確認したいんやけんど。

議　　長　　はい、木場議員。

７　番　議　員　　１４ページの委託料の中で、ＨＣＬ計とＣＯ２の点検業務委託が７７０万円あるんですけども、これ去年の決算書を見ていくとリース料で挙がって金額も低いようになっている。高い方に業務委託でなったんはこれなんか理由あるんですか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　はい。去年まではリース物件として公害監視計４台をですね、それをリースしておったんですけども、令和３年ですね、リース終了いたしまして、その後どうするかというふうな協議の中、新しいのをリプレースするとなると３千５００万円ぐらいの金額かかってきますので、そのリースアップしたやつを必要部分整備して、後残り余年数もたそうというところで、７７０万円の金額をかけて、４台の公害監視計を整備して、所有権もうちに変わったんですけれども、そういうふうなかたちで今後の公害監視計の運用というところで、今回この７７０万円で整備行ったというところでございます。

７　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、木場議員。

７　番　議　員　　そしたらこの７７０万円は、決して高い物でなしに、逆に安い物だと。令和５年以降も今年以降もこれは使うべきものだということでええんですか。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　はい。整備をすることによって安くできたというふうに感じております。５年以降もここある限りこれを整備して使い続けるというかたちになっております。

７　番　議　員　　はい、終わります。

議　　長　　はい。他に質疑はございませんでしょうか。それでは質疑を終わります。お諮りいたします。認定第１号令和４年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。よって認定第１号は原案のとおり認定されました。続きまして日程第８議案第１０号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。廣内孝次議員については議場におられますので、退席をお願いいたします。

（１０番議員　議場退室）

議　　長　　朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい。

管　理　者　　議案第１０号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、南あわじ市の監査委員に新しく就任されました、

住所　南あわじ市榎列下幡多３９３番地３
氏名　廣内孝次　氏

の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件につきましてのご質疑はございませんでしょうか。他になければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第１０号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について、同意

することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数であります。よって本件はこれを同意することに決しました。廣内孝次議員の議場復帰を許可いたします。

（１０番議員　議場復帰）

議　　長　　以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合。

６　番　議　員　　こらい、その他よ。その他やってよんのよ。

議　　長　　すみません。申し訳ございません。その他ということで谷口議員の方から冒頭にございましたので質問の方を許可いたしたいと思います。谷口議員。

６　番　議　員　　先般、南あわじの都市計画審議会においてよ、広域ごみ処理施設がこの当地で決定したんですね。それはここで３市のごみ処理施設のやつはこれ了解したんですね。その時にですね、総事業費予算。スケジュール的に言えば用地の取得をして、造成し、新たな場所にそういう焼却場を造る。ほんで、今の現状の所を解体して奥畑の大型ごみがこちらへ来るというようなことでよ、広域行政のほうで四百数十億円というようなことでよ、私自身単純に計算したら、３市で百三十億円、百四十億円以上の支出やねんけど、その財源としてね、様々な補助金であったり、有利な起債があると思うんやけどそのへんの財源よ、そのへんのやつの四百数十億円というような広域の所長のお話があってんけど、そのへんの財源の内訳ちゅうかよ、なんかそのへんに対してちょっと答弁して頂けますか。分かる範囲で。

議　　長　　はい、本議案には直接関係ないことだと思いますが。

６　番　議　員　　いや、ほやからその他で聞きよるねん。

議　　長　　はい、答えれる範囲内で事務局の方、答弁をお願いいたします。

事 務 局 次 長　　はい、議長。

６　番　議　員　　もう座ったまんまでいいんで。

事 務 局 次 長　　はい、そしたら着座で失礼します。広域処理施設へのご質問ですので、洲本市・南あわじ市衛生事務組合の事務局としてではなく、広域処理施設の構成市担当として、今のご質問にお答えさせていただきます。
まず、総事業費につきましては、基本計画の方で示されております運営のところも入れて４２２億円というような数字で示されておるところでございます。今、谷口議員ご質問の財源等につきましては、一般的には循環型社会形成推進交付金。こちらの方を活用いたしまして、その残ったところにつきましてはそれぞれの市でできるだけ有利な起債、そちらの方を活用したうえで、この事業を進めていきたいとそのように考えておると広域事務組合の方からは伺っております。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　南あわじ市と洲本市とよ、あの八木をよ廃止してよ。こっち来た時に、先程洲本の課長が知っとったみたいに９対１の出資割合やから言うことで当時の南あわじ市の支出おおけ出して、ここやり替えしたわけですわな。その時私五色もえったとき私黙とってんけどよ、南あわじ市当時のことね。ほんだら今から淡路市さん来るでしょ。これ今から用地の取得とかよ、造成とかいうやつはよ、これは私としたらよ、淡路市さんも応分の負担してもらわないかんなあという思いがあるんでね、あえて聞きよるんですわ。その当時、そういうふうなまあ八木の南あわじ市の八木の焼却場を廃止してこちらへ来た時によ、洲本市とかんかんに、かなり議論しながら、南あわじの方が大いに支出したわけや。実際の話が。その時に川向のこの自治会に１千２００万円ぐらいの支出をしてよ、地元調整をしながらよ。こういう施設ちゅうのは、やっぱり地元協力ちゅうのが必要不可欠であってやな、そのようなことをやって来とるねん。今度淡路市さんがこっち側手に来た時には、用地の取得であったり、造成であったりよ、何らかの負担をよ、していただかないかんと思うねけんど、管理者どのようなお考えをお持ちですか。

副　管　理　者　　はい。

議　　長　　副管理者。

副　管　理　者　　今ちょっとすみません。用地についてちょっと自信がなかったもんですから確認したところ、全体その事業管理者すなわち広域行政ですね。広域行政が負担をし、所有権も広域行政の保有になるということでございますので、３市で公平に分担するということになります。

６　番　議　員　　広域行政の方で１０億ぐらい貯金あって、７億か６億か知らんけんど、そのへん活用したらええと思うねん。昔の１市１０町で積み立てとった金がね、広域行政の方にはね、そういう基金として残っとるねん。私もそういうお金を使って頂いてね、今であれ６億か７億かぐらいはあれふるさと、ようはあれ洲本市あれであったでえかな。６億か７億か積んどるはずですわ。その金を使って頂いたら我々何も言わへんねん。あの、ようは用地とか造成に対してね、広域が主体でやってくれんのやったら。ほんでね私自身としてもよ、かなりのよ３市の負担ちゅうのは大きな負担になってくるんでね、そこらの財源ちゅうかよ、１市で１３０も１４０億ちゅうてよ、それなりの補助とか起債かけたって、半分にしたって６０億も７０億も市の真水ちゅうかよ、一般財源から投入せんなんような状況になるんでないかなという一抹の不安があんねけんどよ。そのへんちゅうのは、しっかりと財源を担保したうえでよ。市長考えてくれとるんけ。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

副　管　理　者　　これは財源はですね、負担するのは各市でありますので、各市ごとにですけれども、南あわじ市で言えば、これはまだ詳細はこれからですけれども、できる限り国の補助金等を取った前提のもとで今現在過疎債の活用ですとか、そういうことも踏まえてですねできるだけ有利にもっていくというふうに考えております。ただもちろんのこと、これは一般財源に相当程度の負担がかかるということは、これは必須であるというふうには覚悟はしております。

議　　長　　谷口議員

６　番　議　員　　市長、過疎債いうたら西淡と南淡過疎債使えんだあけんどよ、緑ちゅうたらここやったらよ、使えれーへんと思うねん。ほれはほんでええねん。しっかりとやな、今後の財政健全化に向けてやってもうたらええんですわ。ほんで私もう一点お伺いしたいのよ。先般議員研修会の時は、ここで熱利用してまあ言うたら売電ちゅうかよ、電気をよ、ここの事業所で活用すると、ほんで売電はかなりな高額な予算がいるさかい、売電はせんって言いよった。先般広域行政の説明では、ここでよ、まあいうたらごみ発電の電力をよ、売電するというような話やってんけど、どっちが正解なんかね、それだけちょっと。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　先日の都市計画審議会の方でも広域事務組合の方からご回答あったと思うんですが、売電についてはやります。基本計画の中においても、２０年間の売電ていうところで、２５億円。２０年間で２５億円というような数字が基本計画の方に記載されておるところでございます。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　ごみ発電の売電、これ２４時間稼働しょっさかいそれなりによ、熱利用して頂いて、それはまあやって頂いて売電して頂くのが結構やと思う。ほれとねこれね、これ以上聞きよったらあれやけんど、これはもうこれで進めてもうてかまんねけんどよ、やっぱりこういう前回にも言うたみたいによ、この南あわじの土地やいうのだけ市長覚えといてよ。前の時ほんでおおけやられとるねん洲本市さんに。南あわじおおけ金出さされとるねん。やから淡路市さんも今度こっち来たときにね、そのへんのこともよ、踏まえたうえでよ、３市で協議した段階で、やはりもともとお前洲本市と南あわじ市でこの土地ちゅうかよ、しとるところへ淡路市さんのやつが来るねさかい淡路市さんにそれまでの最初の資本投資しとる分のよ、応分のご負担をよ、広域行政と言いながらよ、ある程度主張して頂いたうえでよ、洲本市、南あわじ市のよ、一般会計からのよ、持ち出しをよ、できるだけ少なくしていただきたいという思いがあるんよ市長。洲本の市長にちょっと答弁願えますか。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　はい、議長。広域ごみというふうな部分の中でご意見十分斟酌いたしまして、淡路市さんのほうとの協議もさしていただけたらと思っております。おかげさまで今３市の中では、話し合いができるという体制でございます。なかなか以前は、議員もご存じやと思いますがなかなか大変だった時期もあるというふうに私も承知しております。ただまあこのごみ施設というふうなものについては生活環境の中でどうしてもなくてはならない施設であることはご理解いただけてると思いますので、いかに我々の方が今からごみを減らしていくかそちらの方に注力しながら。そしたらやっぱりここの分の負担も少なくなってくるていう理解がありますので、そのへんも含めて３市で協調しながら進めて参りたいと考えております。以上です。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　しつこいようやけど、私もね、こういう施設は必要不可欠ですわ。生活環境。このごみ処理施設ちゅうのは、場所的には若干反対やってんけんども、もうやむをえらんと思って、賛成して南あわじ市のこの場所でっていうことに。ほんでね、ごみの減量化に対して私若干これ洲本市さんの担当にちょっとお伺いしたいのはね、先般南あわじ市の方でね、プラスチックごみをよ、ある程度よ、市民に分別さして、ほんで島外の業者に１千万円弱の金を出して、これ結局四国のトイレットペーパーの会社で燃やすんか知らんけんどやな、ほんなことをちょっと南あわじ市の生活環境課からそういう提案があってね、私はほんなんまかりならんちゅう話で、市民に負担かけて市から１千万も出すやったらね、これ１千万円儲けてよ、二百ある自治体に５万円ずつ配ったって、ごみの籠とか住民の負担ささんとやるべきやいうふうな話やってんけど、洲本市さんはよ、プラスチックごみの分別さしてよ、そのへんはどういうふうにしとんので。ほれだけちょっと教えてください。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　はい。洲本市におきましても今年度４月からプラスチックごみを回収させていただいております。それについては、本来、今プラスチックごみの再商品化というのが目指すところであるなかで、パレットとかああいうのは一部再商品化できとるんですが、結構選別して一部分しか再生できないような状況になっとる中で、洲本市においても実はそれを燃料化というかたちで実は南あわじ市さんの区域内にある民間事業者の方へ処理を委託し

て、いわゆる燃料ですね、燃料に換えていただいております。使用につきましては、たぶん南あわじ市さんが今回提案をされとったものと同様の話かとは思います。いわゆる製紙会社とかセメントですか。そういう事業者の方で使かわれるというふうなことで伺ってはおります。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　我々もあちこちのごみ施設、視察研修いてっとるねん。やっぱりねリサイクルして市民に負担かけてリサイクルさす。それを売った金でよ、まだ反対によ、市民に住人によ、ごみステーションだったり地域に金やいよるわけよ。今南あわじ市が提案してとったんは、市民に分別さして島外の業者に回収の委託をするのに１千万金出してよ、尚且つ燃やすんだったらここで燃やした方が、ここの燃料代安なるぞという話をしょったわけじゃ。ほんでね、市長にもお願いしとんのはよ、Ｅメタンとか水素ちゅうかよ、新たな熱エネルギーが出てとるわけでね、このごみ処理施設も将来を見据えたうえでよ、カーボンニュートラルでないけんど、やはり水素であったありＥメタンであったりいうやつを、できるようなことを石油に依存するのでなしに、水素であったりＥメタン活用できるよう天然ガスに対応しておくとかそういうことを最初の時に、この広域ごみ処理施設もそういうことを考慮したうえでよ検討していただきたいと。我々言われへんさかいこの場で市長らに聞いとってもうて、市長らにそのようなこと提案してもらわなんだら広域行政で一方的に決められてやで、場所南あわじ市でせい、将来的に新たなエネルギー出てくる段階でよ、昔のわからんような石油ちゅうんがよ、ここＡ重油かなんか知らんねけんどよ、ほんなんでなしによ、新たに日本が開発しとるような新エネルギーを活用できるようなね。同じ４００億もかけるやったらやっていただきたいという思いだけよ。上崎市長と守本市長ちょっと聞いとってもうて、そういうことも視野に入れたうえでよ、今からまた３０年も使わんなん施設やさかいそれだけ莫大な金かけんねさかいほのへんもちょっと頭の片隅にとどめてほしいねけんど。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　谷口議員から以前Ｅメタンのお話をお伺いをしてこちらの方でも調べてみたところ、Ｅメタンだけでなく実際にはですねＥフューエルってかたち

で、色んなこの燃料の種類を同じ原理で作ろうというプロジェクトになっています。どちらかと言えば中心になっているのガソリンなんですけれども、これは今現在のところ１リットル当たり７００円ぐらいでできるということになっておりまして、谷口議員のお話がですね燃料として使うのが灯油だったり重油だったり、その新しい施設にするわけですけども、それをＥメタンを想定してメタンも使えるようにというようなお話であるとすれば恐らくその必要はなくて重油というふうにしておけばＥ重油というのが今後恐らくメタンよりも先に商品化されるのではないかというふうに考えられますので、そこはあまり問題ないのかなと。ただ、実際のところ、その７００円のほとんどの部分９０パーセントは水素を作る費用ということでありますので、水素を大量に安く作るということができなければ、なかなか実用化されない。一方で先程申し上げましたけど、水素は大量に何らか再生エネルギーとかを使ってできるようになるとすればですね、それはメタンにもできるし、ガソリンにもできるし、灯油にもできると。そういう状況でありますので、いずれにしましてもいろんな新しい技術の動向にも注意をしながら進めてまいりたいとは思っております。

議　　長　　はい、谷口議員。

６　番　議　員　　これ市長無い頭で考えらんでも、中東の方でよ、ああいう危機的なもんがあってよ、やっぱり諸外国、そういうふうなね日本のエネルギーちゅうか、必要不可欠なやつなんよ。これを依存しとってよ、むこでどないなるやわからんようなことで、まあ言うたら日本やったってトヨタであったって水素ちゅうてやいよるさかい、そういうふうなことをね、やっぱり国内の産業ができるようなことで進めるようなことを、無い頭で考えよるねんけど市長またそのへんまあまあええような方法考えてもうたらもうほんでええねん。もうほんで結構です。

議　　長　　はい。他にございませんでしょうか。ご意見ございませんか。はい、では失礼いたしました。もう一回戻りまして、以上で本日の日程はすべて終了いたします。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会における議案案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜物であり、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては、何かと年末多忙のこととは存じますが、この上もご自愛くださいまして、当事務組合の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、副管理者の守本市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副管理者　　はい、議長。

議　　長　　はい。

副管理者　　閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新たに蔭山順子議長がご誕生されました。また監査委員に廣内孝次議員が選任されました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重ご審議のうえ承認いただきましたこと御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、当事務組合の適正な運営にご指導ご鞭撻を賜りたいというふうに思っております。年末何かと慌ただしいと思いますが、良いお正月を迎えられますことを心よりお祈り申し上げてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（閉　会　１１時００分）

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員